

会 議 録

| | |
|-----------------------|--|
| 会議の名称 | 平成24年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回） |
| 事務局 | 総務部総務課情報公開係 |
| 開催日時 | 平成25年3月14日（木） 午後6時00分～午後8時26分 |
| 開催場所 | 小金井市役所第二庁舎801会議室 |
| 出席者 | 別紙のとおり |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍聴者数 | 0人 |
| 傍聴不可等の理由等 | |
| 会議次第 | 1 開 会 2 平成24年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について |
| 会議結果 | 別紙のとおり |
| 発言内容・ 発言者名（主な発言要旨） | 別紙のとおり |
| 提出資料 | 情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。 |
| その他 | |

平成24年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成25年3月14日（木）午後6時00分～午後8時26分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 平成24年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
- (2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①空き家等管理業務 ②暴力団排除条例に基づく業務 ③サービス管理業務
④電子化戸籍送信業務 ⑤小金井市民交流センター管理運営業務 ⑥公害
苦情処理業務 ⑦リユース食器貸し出し業務 ⑧社会福祉法人認可等業務
⑨障害者虐待防止業務 ⑩小金井市福祉共同作業所 ⑪在宅人工呼吸器使
用者災害時支援業務 ⑫緊急時・災害時等避難援護業務 ⑬職員給与支給
業務変更届 ⑭臨時職員任用業務変更届 ⑮介護予防業務変更届 ⑯飼犬
管理業務変更届 ⑰職員採用試験業務等廃止届 ⑱住民基本台帳関係業務
等廃止届 ⑲施設訓練等支援費支給業務等廃止届

(3) 諮問事項

諮問第26号 小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムの本人
以外収集について

諮問第27号 小金井市社会福祉法人情報管理システムの外部提供について

諮問第28号 空き家等管理台帳システムについて

諮問第29号 市区町村専用装置について

諮問第30号 小金井市民交流センター貸館予約管理システムについて

諮問第31号 公害苦情処理情報システムについて

諮問第32号 小金井市社会福祉法人情報管理システムについて

諮問第33号 基本チェックリストによる介護予防事業対象者把握システムに
ついて

諮問第34号 基幹系飼犬管理システムについて

諮問第35号 小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムについ
て

諮問第36号 小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接

続について

諮問第37号 小金井市民交流センター指定管理業務委託について

諮問第38号 梶野公園運営等支援委託について

諮問第39号 ヘルプカード等作成委託について

諮問第40号 福祉共同作業所運営委託について

諮問第41号 基本チェックリスト集計等委託について

(4) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【委員】

| | | |
|---------|---------|---------|
| 松 行 康 夫 | 仮 野 忠 男 | 塩 川 洋 史 |
| 篠 崎 潔 | 嶋 田 一 男 | 白 石 孝 |
| 多 田 岳 人 | 中 里 成 子 | 畠 山 重 信 |
| 望 月 皓 | | |

【市側】

稲葉市長

大澤危機管理担当部長

<地域安全課>

信岡地域安全係長

<職員課>

福井人事研修係長

二井本給与厚生係長

清水人事研修係主事

川口給与厚生係主事

<庶務課>

関庶務課長

倉澤庶務係長

<コミュニティ文化課>

鈴木コミュニティ文化課長

岡崎文化推進係主事

<ごみ対策課>

小野ごみ対策課長

井上清掃係長

<障害福祉課>

堀池障害福祉課長

藤井障害福祉係長

鳴海障害福祉係主事

<まちづくり推進課>

関根まちづくり推進課長

<市民課>

若林市民課長

高橋戸籍係長

<健康課>

阿部健康課長

渡辺健康課副主査

<地域福祉課>

梶野地域福祉課長

<環境政策課>

石原環境政策課長

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

本木包括支援係長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

小林総務課長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

山口障害福祉係主事

井梅住宅係長

吉田市民課長補佐

中條戸籍係主事

千葉健康係主任

藤栄地域福祉課副主査

高橋介護福祉課長補佐

宮嶋包括支援係主任

白鳥情報公開係長

【会 長】

ただいまから平成24年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等につきまして、本日、西口委員と遠藤委員は御都合により欠席との連絡を受けております。また、仮野委員、白石委員、塩川委員は所用により遅れるとの連絡を受けておりますので、よろしくお願います。

なお、本審議会の定足数は成立しているということ、事務局からあらかじめ報告を受けているところでございます。

それでは、まず「平成24年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既にこの文書は皆様のお手元に届いているかとは存じますが、委員の方の訂正等がございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項を申し上げます。

はじめに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を御報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが19件、届出変更に関するものが6件、届出廃止に関するものが25件となります。

次に、諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第12条に基づく「小金井市社会福祉法人情報管理システムの外部提供について」、個人情報保護条例第14条に基づく「空き家等管理台帳システムについて」、「市区町村専用装置について」、「小金井市民交流センター貸館予約管理システムについて」、「公害苦情処理情報システムについて」、「小金井市社会福祉法人情報管理システムについて」、「基本チェックリストによる介護予防事業対象者把握システムについて」、「基幹系飼犬管理システムについて」、「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システム」について、個人情報保護条例第15条に基づく「小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」、「梶野公園運

営等支援委託について」、「ヘルプカード等作成委託について」、「福祉共同作業所運営委託について」、「基本チェックリスト集計等委託について」の合計16件となっております。細部につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席させていただきたいと思っております。

【会 長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見もしくは御質問を受け、それに対する説明を事務局又は各担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始19件、廃止25件、変更6件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳で、備考欄に「諮問関連」とありますのは、諮問事項の説明の際に併せて御報告させていただきます。今回、届出及び諮問事項も大変数が多くなっております。なるべく簡潔な説明に心がけたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、4ページをお開きください。届出番号29-35「小金井市暴力団排除条例に基づく情報提供記録簿」でございます。

様式類集につきましては、2ページから6ページに書式を載せてございます。

地域安全課の案件です。保有届の24ページから29ページが資料ですので、御覧下さい。

前回の審議会で御報告させていただいた暴力団排除条例が議会で可決され、平成25年4月1日に施行されることから、暴力団排除条例に基づき警察と合意書を取り交わし、照会等に係る様式を届出るものでございます。個人情報の内容の

詳細につきましては、個人情報の内容の欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

4 ページ、届出番号 07-229 と届出番号 30-104 「要介護者の状態等申出書」になります。様式類集につきましては、7 ページに共通の様式を載せてございます。職員課と庶務課の案件です。

平成 25 年 1 月 1 日に市職員の休暇制度が改正され、短期の介護休暇が新設されることから、市は市職員用の新しい様式を職員課と教育委員会庶務課の双方で所有することから届出るものでございます。個人情報の内容につきましては、個人情報の内容の欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【望月委員】

参考に伺いたいのですが、制度を変えたのは何か法律的な根拠があって、例えば地方公務員法の改正とか、介護保険法の部分とかがあって変えることになったのか。あるいは育児休業でもそうですが、社会的にそういう人々が多くなったということで変更されたのか、その辺を伺いたいです。

あと、この中に出てくる介護が必要になったということ、要介護者ということが出てきますが、これは介護保険法で言う 1 から 5 という制度がありますね、それと同じものなのか、それとも全く別なのか、その辺を教えていただければと思います。

【人事研修係長】

まず、今回短期介護休暇を新設する背景につきましては、このタイミングで特に法改正があったというわけではなく、東京都並びに他市の状況の中で、短期介護休暇制度を設けている市がほとんどでした。小金井市では設けていなかったもので、介護に関して支援していくのが社会的ながれの中で制度を新設したという経緯になっております。

あと、要介護者の要件ですね。介護保険の認定と関係しているかとの御質問ですが、これに関しては直接関係しておらず介護保険の認定を受けていなくてもこ

ちらの制度の適用になるということになっております。

【望月委員】

わかりました。

【仮野委員】

この短期の介護休暇を申請する人は誰ですか。

【人事研修係長】

正規職員です。

【仮野委員】

その休暇をとる市職員の個人情報を文書で1年間保存するという内容ですよ。

【人事研修係長】

はい。

【仮野委員】

市職員が介護をしながら仕事をしている人で、短期の休暇をとる場合、個人情報保護条例に基づいてこういう手続は必要なのですか。

【総務課長】

職員につきましても個人情報を扱うということで、業務上の情報とはまた別です。このように従前から保有の際は届出報告をさせていたるところでございます。諮問をかけているわけではございません。個人情報をデータとして保有するというので、保有の届出をさせていただいています。

【仮野委員】

市の職員が介護にかかわらず、様々なケースで休みをとったりする場合も、保有する場合は届出ということですか。

【総務課長】

基本的に届出ます。

【仮野委員】

今までに同様なケースはありましたでしょうか。

【総務課長】

条例が制定された際に今まで保有していた個人情報を条例の制定の際に届出ということで、まとめて報告させていただいたものは、個別には報告していません。今回は新しい保有なので報告させていただいているということです。

【仮野委員】

それならわかりました。

【中里委員】

後学のためになんですけれども、この短期というのはどのくらいの期間、例えば3日であるとか1週間であるとか、その辺のところと、これは普通の年次休暇のほかの有給休暇と考える休暇でよろしいのでしょうか。

【人事研修係長】

この休暇の日数につきましては、1月から12月までの期間で5日以内。要介護者が複数の場合は、10日以内の休暇となっております。ここの休暇に関しましては、通常の年次有給休暇とは別の休暇です。給与が100%出る休暇となっております。

【中里委員】

わかりました。ありがとうございます。

【会 長】

他に、御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

5ページでございます。届出番号13-33「小金井市民交流センター公演アンケート」になります。様式類集につきましては、8ページ、9ページに書式を載せてございます。コミュニティ文化課の案件です。

市民交流センターの自主事業を行う際にアンケートを実施し、参加者の意見を反映させた運営事業計画を目指し、回答者の中で希望する方には公演情報をお知らせするものでございます。

個人情報の内容の詳細につきましては、個人情報の内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【篠崎委員】

今回初めてこういうアンケートをとるといふことでしょうか。今までやったことはないということですか。まず1つお聞きしたい。

2つ目は、あくまでもイベントに来た人に対してアンケートをとるのでしょうか、それとも不特定多数のもっと多く広い市民に対してとるのかを教えていただきたい。

【文化推進係主事】

今回のアンケートに関してですが、アンケート自体は従前からっております。ただ、氏名ですとか電話番号を記入していただいて、今後の公演情報を送るというサービスを新たに開始したいということで、今回届出させていただきました。

また、アンケートの対象ですけれども、こちらは自主事業公演に限って、お越しいただいたお客様に対してお配りするという形ですので、不特定多数の方に配るという想定ではございません。

【会長】

よろしいでしょうか。

【篠崎委員】

はい。

【仮野委員】

アンケートは既に行っていたが、「交流センター公演アンケート」を新たに行い、公演について専門的に聞くというタイトルですが、よく見ると、全般は交流センターの利用状況にかかわるような質問が多く、今の説明では、もう一つはつきりしなかったのですが、公演を聞きに来た人からだけ聞くものであり、そして今後どういう公演をやったらいいですか意見を聞かせてくださいということですね。その場合、氏名、住所、電話番号などを聞いて、その個人情報を保有するという意味なのか、そこを正確に説明して下さい。

【文化推進係主事】

説明不足で申し訳ございません。委員のおっしゃるとおり、公演に来ていただいた方のみに行うアンケートでございます。

【仮野委員】

アンケートは従前から行っていたという説明だったので、あえてこのようなものは要らないではないかと思うわけです。しかし、公演に来た人から、今後の公演をよりよくするためにアンケートをとるといふのなら、また違うアンケート調査だなとわかるので、それなら理解できます。

今までのアンケートでは氏名、住所などは聞いていなかったというのはそういう意味ですね。それは単に交流センターに立ち寄った人からアトラダムで名前も住所も聞かずに行っていたということですね。今回は氏名、電話番号、住所まで聞くので、しっかりした内容を聞きたいということですか。

【文化推進係主事】

委員のおっしゃるとおりです。

お知らせを今後発送していくためにとるアンケートでございます。

【仮野委員】

そのように最初から説明してくれるとみんな納得すると思うのですが。

【篠崎委員】

今まで行っていたアンケートがどのように生かされたのか、それがどうしても一度出すことになったのか。単なる個人情報を入れる、入れないだけの違いなのか、どう違っているのか教えていただきたい。

【文化推進係主事】

市民交流センターに来場する方の中でも、中にはこういった公演があるということを知らない市民の方もいっぱいいらっしゃいますので、一度来てくれた方にリピーターになっていただきたいという観点から、今回来ていただいた方に再度こうした別の催し物がありますよという、販売促進ではないですけども、そういった観点から今回個人情報をいただいて促進していきたいという考えで、このたび始めたものでございます。

【仮野委員】

これは答えになっていません。今までとったアンケート調査がどういう具合にやったけれども、うまくいかなかったのか、うまくいったのかどうか説明して、なぜ今回こういうアンケートに改めてとるのかという質問だったと思います。

【篠崎委員】

今まで不備だったので、新しくこういうことをやりたいと。そういうことを知りたいのです。

【会 長】

説明が正確に対応していないという御意見ですが、そこを説明してください。

【コミュニティ文化課長】

これまでもアンケートは、公演に来ていただいた方に行っていたのですけれども、今回、今後の開催のお知らせを希望する方にはこちらのほうで通知をしたいということで、今後のPRを兼ねてアンケートをとらせていただいたということで、新たにご住所、お名前等をお書きいただいたものをこちらで回収して、今後の事業の宣伝と周知に使わせていただくという趣旨のものでございます。

【中里委員】

その場合の個人情報として職業・職歴まで必要なのでしょうか。別に職業に関係なく、どういうふうな希望があるとか、友の会に入っておりますとか、そうい

うことがわかればよろしいのではないですか。

【会 長】

本市の個人情報保護・情報公開条例の精神にも書いてあるとおりでございますが、必要以上の情報を収集することに結果的にはなっていないかという御質問かと会長も承りましたが、この点について説明を求めます。

【コミュニティ文化課課長】

届出の情報の5ページのものであって、氏名、性別、住所、年齢、職業・職歴等ということで、職歴との記載はございますけれども、実際のアンケートのほうには問5でご職業ということで項目に○をしていただくということになっておりますので、特段、職歴という表現はちょっと不適切といえますか、ここには適さないのかなと思っております。どういった層の方が今回お越しになられたのかということについて一定把握をするために、学生、会社員、公務員、自営業、主婦、パート、アルバイト、その他ということで7項目を設けさせていただいて、どういった職業層の方がお越しになっているかということ把握したいということで設けさせていただいた項目でございます。

【中里委員】

私個人の意見としましては、こういう文化的な事業であれば、別に年齢、性別、その他職業も含めて関係なく、嗜好の問題ですので、学生はこれがよい、主婦だからこういうものが好きということ考えた統計まで必要かなというのは少し疑問に思っています。これは個人的な考えですが。

【会 長】

ただいま、担当課からの回答に対して中里委員から、文化交流、市民交流というものは性別であるとか、年齢であるとか職業、職歴等と関係なく、もっと自由な世界で交流があるべきではないかという旨の御発言をいただいたと思います。

したがいまして本市の当該条例にあるとおり、条例の本旨は必要な範囲において、市はその情報を収集することが公に了とされるという趣旨ですので、商業主義のアンケート調査に相当見られるように何でもかんでも、三情報、四情報を含めて聞くというのは、せっかく楽しみに来ていただいた方で少し顔をこおらせる方も出てきかねないので、マーケティング促進ということで、その趣旨はわからないわけではないのですが、その程度を理性的にわきまえてアンケートを実施するという精神で施行してもらいたいということを会長からもお願いすることで中里委員の御意見をくみたいと思いますが、よろしいですか。

【中里委員】

はい。

【仮野委員】

今の会長のまとめで基本的には良いと思います。この職歴等と書いた職歴等以下は、これがあってはいけないということではありません。ただし、中里委員も職業を聞く必要はないのではないかと問われましたけれど、私も単に人寄せのためなら職業は必要ないだろうと思います。

もう1点、これは私の意見だけ申し上げておきますが、先ほどの説明では、要するに見に来る人を増やしたいという話ですよ。そのことは友の会にならないと見に来られないのですか。関係ないですよ。だとすると、ここに友の会入会案内の送付を希望するかという項目があるのはちょっと矛盾するのではないですか。次にこういう公演をするときは案内を送っていいですかというのならいいのですが、友の会入会案内の送付を希望するというと、友の会に入らないとどんな演劇を見たいと思っても見られないということになりかねないわけで、このアンケート用紙の書き方をもう少し配慮をしたほうがいいように思います。

【会 長】

御意見として賜っておくということでよろしいですか。

【仮野委員】

はい、結構です。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして6ページ、届出番号12-53「リユース食器利用申請書」になります。様式類集は10ページでございます。ごみ対策課の案件です。

市内で開催されるイベント時に使用される使い捨て食器をなくすため、市が繰り返し使用できるリユース食器を希望する主催団体に無料で貸し出すことにより、イベント時に発生するごみの減量や市民に対してごみ減量意識の浸透を図ることから、リユース食器の利用申請に係る書式を保有するため届出るものでございます。

個人情報の内容につきましては内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【嶋田委員】

私は商工会等と関係していきまして、市民まつりでごみ減量のために、今年からごみ箱を桜まつりの日も含めて置かないようにしています。それで、皆さん理解があって、非常に上手に使っていただいています。実はリユース食器も使っていて、業者から借りたりいろいろしたりしていますが、市の場合は、保存場所は市のどこかの施設へ置いて、実際にコストが結構かかっていると思うのですが、市で管理するのと実際業者に任せるのとコストを計算されて、市が無料で貸し出すということをどこまで検討されたのか、お聞きしたい。

【清掃係長】

リユース食器の貸し出しにつきましては、ごみ対策課で所掌しているところですけれども、保管につきましてはこれから民間業者のほうに賃貸借契約をさせていただいて、民間事業者のほうでその食器を保管していただくような形を考えております。先ほどおっしゃっていたように、市のほうでそれを保管しておくスペースも必要となってきますし、また洗浄とか行っていく形になりますので、そこは全て契約している民間事業者のほうで保管・洗浄等を含めて、行っていただく形を考えております。

【嶋田委員】

そうすると、民間業者がいて、借りたい方がいて、その仲介でごみ対策課が入るとということですか。そうするとその手間に余計な費用がかかって、また管理しなきゃいけないとか、かえって煩雑になるので、業者さんか何かをあっせんして単純に実施したほうが早そうな気もするのですが、いかがですか。

【清掃係長】

こちらの事業につきましては、来年度新規で行おうとしている事業になりました、来年度は試行という位置付けで、市のほうと民間業者で契約をさせていただいて、市が仲介という形になり、希望する主催団体から市のほうで申請を受け付けまして、市が民間事業者から食器を借り受けて、それを市民に貸し出すという形を考えております。その結果でどのくらいのニーズがあるかですとか、そういったことを来年1年間かけて精査をしまして、再来年度以降どういった形でやっていくのかということも含めてこれから検討していきたいと考えております。

【嶋田委員】

わかりました。検討しているということなので、費用対効果等や管理すると情報が役所の中で煩雑になると思うので、ぜひ無駄のないところで、効果が大事です。そこを検討されて、しっかりと進めていただきたいと思います。

【会 長】

ありがとうございました。嶋田委員から御意見を含めて発言がございました。他にございますか。

【篠崎委員】

この団体は、例えば体育協会や文化協会に入っているとか、そういう団体でないといけないのですか。それとも、小金井市のこういった団体があるので、我々としてお借りしたいと。そういうことでもいいのですか。

【清掃係長】

団体については特に制限は設けておりません。

【篠崎委員】

もう一つ、借りるのはどういうときに借りるのか。例えば市民まつりとか、そういうときじゃなくちゃいけないのか、あるいは私達の団体の納会があるので、そのときに借りたいとか、立食パーティーをやりたいとか、そういうときでもいいのでしょうか。

【清掃係長】

先ほど申したように、来年度初めて実施するような事業でありますので、どのくらいのニーズがあるかということも含めて検討したいと考えてございますので、先ほどおっしゃられたような小規模なものでも受けていきたいと考えております。

【会 長】

よろしいですか

【篠崎委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。

【多田委員】

この事業を行うに当たって、どのように事業をやりますよということを広報・宣伝していくのか、その方法についてちょっとお聞きしたいと思います。

【清掃係長】

周知につきましては、市報やホームページを使って広報していく形になるかと

思います。

【会 長】

よろしいですか。

【多田委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

7ページでございます。届出番号28-209「相談・通報・届出受付票」から8ページ、届出番号28-212「障害者虐待事案に係る援助依頼書」でございます。様式につきましては11ページから16ページに載せております。障害福祉課の案件です。

一括して説明させていただきます。保有届の30ページに前回諮問の資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

前回、本審議会でご審議いただいた障害者地域自立生活支援センター運営委託の諮問の虐待防止事業の追加に伴い、新しい様式を市で保有することから届出るものでございます。

各個人情報届出につきましては、別紙となっております保有届の14ページから17ページにつきまして、内容については載せてございますので、御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

10ページをお開きください。届出番号43-34「緊急時・災害時等避難援護を受けるための届出書兼承諾書」になります。様式につきましては26ページに書式を載せてございます。まちづくり推進課の案件です。

市が管理している高齢者住宅の近隣のグリーンタウン小金井の自治会防災会から、災害等が発生した際に高齢者住宅入居者の方々の避難援護の協力をしたいと

のことで、本人同意に基づき、関係者に個人情報を提供することから書式を保有するため、届出るものでございます。

個人情報の内容につきましては、別紙となっております19ページを御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【篠崎委員】

これはグリーンタウン小金井に居住している人たちだけに対するものなのでしょうか。

【まちづくり推進課長】

グリーンタウン小金井に対してで、その中でも高齢者住宅にお住まいの方だけとなっております。

【篠崎委員】

グリーンタウン小金井というのはどこにあるのですか。

【まちづくり推進課長】

緑町にございます。

【篠崎委員】

グリーンタウン小金井というのは高齢者住宅だけじゃなくて、ほかにもいろいろ住宅があるのですか。

【まちづくり推進課長】

グリーンタウンはURの団地でございます。その中に市が高齢者住宅ということで何軒か借りているということでございます。

【篠崎委員】

そうすると、グリーンタウン小金井にいろいろな年代の方が住んでいて、その中の高齢者の方に対して出すと。そういう考え方ですね。

【まちづくり推進課長】

グリーンタウンの中に高齢者住宅というのを市は110戸借りております。その中の情報をお渡しするということです。

【篠崎委員】

わかりました。

【会 長】

他にございますか。

【畠山委員】

高齢者というのは75歳以上の方をおっしゃるのでしょうか。

【まちづくり推進課長】

小金井市が行っております高齢者住宅では65歳以上と規定しております。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして10、11ページ、届出番号07-83と届出番号30-68「住居届」変更届になります。共通様式につきましては27ページでございます。職員課と庶務課の案件です。

25年1月1日に市職員の住居手当制度が改正されたことから、市は市職員用の様式を変更し、職員課と教育委員会庶務課の双方で届出るものでございます。

個人情報の内容につきましては、別紙となっております20ページを御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、10ページ、届出番号07-190と届出番号36-17「小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿」の変更届になります。共通様式につきましては28ページでございます。同じく職員課と教育委員会庶務課の案件です。

臨時的任用職員を任用しておりますが、任用するに当たり、よりきめ細やかな要望や能力等を把握したいことから様式を変更し、職員課と庶務課の双方で届出るものです。

個人情報の届内容につきましては、別紙になっております20ページを御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見あればお受けいたします。

【白石委員】

先ほどの住居届のところと考え方については同じなのですが、ここで求めている個人情報全てが、臨時職員の登録にとって必要な情報なのかどうかという観点からお伺いしたいのですが、最終学歴というところが臨時職員を採用するに当たって必要な項目なのかどうか、何に使うのか。おそらく資格要件の中では意味がないことなのかなと私は思うのですけれども、何で最終学歴が入っているのかというのを御説明いただきたいと思います。

【人事研修係長】

学歴に関してなんですが、正直、どこまで必要なのかというところはありませんが、従前にも登録について学歴と資格に関して把握していたところなので、こちらに関して最終学歴というので、従前は学校を全ての段階で記録していたところですが、今回から最終学歴のみという形で、どこまで必要な情報なのか難しい面がありますが、項目として載せています。よろしくをお願いします。

【白石委員】

わかりました。要するに個人情報の収集は、その目的に沿って提供していただくというのが基本原則だと思います。私は何もむやみに集めるなという考えは持っていません。必要であれば、きちっと手順を踏んで集めればいいことなのです。ただ、臨時職員にとってこの学歴が意味があるのかどうか疑問です。資格要件は、これは例えばこういう資格を持っていますよということであれば、その職種で、例えば有給休暇の代替えで入れますよ、産休の方の代替えで入れますよ、あるいは欠員の代替えで入れますよというのが、地公法の第22条適用ですから、それは必要だと思いますけれど、学歴が果たして必要かどうかについてはちょっと疑義がありますので、できれば御検討をいただきたいなと考えております。

【会 長】

白石委員から、学歴が本当に真の目的にかなっている情報なのかということで御意見があったわけですが、これはほかの委員でそうだとおっしゃっていただけるのかどうか、それも伺いたいと思います。特にほかの委員で、今の白石委員の御指摘の点について御意見はありますか。

【中里委員】

私も白石委員にどちらかという賛成でございまして、学歴ではなくて、何ができるかということで採用されるかだと思います。ですから、できることが問題であって、学歴なんていうのは、例えば短大卒以上であるとか、高卒以上という条

件があるのでしょうか、市の臨時職員というものは。

【会 長】

御意見というよりも質問ですね。

【中里委員】

ええ。質問と意見で。

【会 長】

白石委員と同じで意味があるかということですね。

【中里委員】

やはり先入観が入ってしまうのではないかという気がします。同じような条件であれば、有名大学を出ていたほうが名もない大学よりも、どちらか二者選択になったときに優遇されてしまうのかなと思ってしまいます。

【仮野委員】

かつて学歴社会打破なんていう新聞でキャンペーンを張ったことがありますが、その新聞社でさえ学歴で採用していたという自己矛盾がありまして、学歴偏重社会はおかしいというキャンペーンを張った新聞社自身が学歴を偏重していた。

そこで、例えば私のいた毎日新聞はそういうことはおかしいだろうということで、今は学歴を問わずに採用しています。ですから、中学校卒業生以降はだれでも受験できます。毎日新聞の場合は学歴を問いません。

問題は、学歴社会化している今の日本社会をどう変えていくかという深い問題に根ざしてくるわけで、私もその意味では学歴は問わないほうがいいと考えるほうの人間です。

さて、小金井市が学歴問題をどう考えているのか。正規の職員的时候には当然学歴を書かせているでしょう。では、臨時の職員の場合は外すのか。それとも、臨時も正規も全部外す立場だとするなら、それはそれでいいと思います。そこは市の覚悟次第ではないかという気がします。今日の臨時職員の採用に関していえば、あえて学歴はなくても、いいと思います。資格なり、あるいは経験などを見ればわかるのではないのでしょうか。

【会 長】

白石委員の御発言に対して複数の委員から、臨時職員に関して学歴云々はさほど参照しなくてもいいのではないかという御意見がございましたが、一言担当課からお願いします。

【総務課長】

申し訳ありません。冒頭で言えばよかったのですが、本日、団交の関係がございまして、職員課の管理職がいない状態の中でこういった案件を出させていた
いておりまして、担当がその辺を直接受けるといのは少し厳しいと思いますの
で、今の質問は私のほうで承りまして、管理職のほうにももちろん伝えまして、そ
ういった意見があったというふうに整理させていただきたいと思います。よろし
いでしょうか。

【会 長】

わかりました。

【仮野委員】

その結果はもちろん報告いただけるのですね。

【会 長】

職員の管理責任を持つ何人かの幹部職員がこの場に出ておりませんが、活発な
御意見がございましたことを事務局はちゃんと記憶にとどめて、管理責任を持つ
方々に対して報告をして、後日、意見を求めて、しかるべく対応をしたいという
回答であります。今、回答を求めることがそういう事情でかないませんので、承
っておくということで皆さん御了解いただけますでしょうか。

それでは、そういう意見もあったということ記録にとどめまして、本案件を
承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、12ページでございます。届出番号07-3~07-151まで、
こちらは廃止の届になります。職員課の案件です。

22ページの別紙を御覧下さい。こちらにつきまして、業務上必要がなくなっ
たことから廃止をするものでございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きましても廃止の届でございます。同じく12ページ、届出番号09-14
1~09-160まででございます。市民課の案件です。

先ほどと同じく22ページ下の段を御覧下さい。外国人住民の住民基本台帳へ

の移行が完了し、または運用を見直し、様式を廃止するものでございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

こちらも廃止でございます。13ページ、届出番号28-37~28-62まででございます。障害福祉課の案件です。

23ページの別紙を御覧下さい。制度改正に伴い、旧様式を廃止することによる届出でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

溶解については以前にも審議会で取り上げた記憶があるのですが、改めて確認したいのですが、今回の場合だと5年の保存年限後の廃棄ですから、大分先ですが、溶解を委託する業者さんは年間契約ですか、それともその都度の契約なのか、あるいは随意契約でやっているのか、その辺はいかがでしょうか。

【総務課長】

溶解につきましては、年1回の文書整理という日を設けまして、年1回行う作業の中でやりますので、これにつきましては毎年、入札により業者を選定しているという形になります。

【白石委員】

そうすると、業者が変わる可能性はあるわけですね。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

溶解の手続的には、立ち会いだとか、その辺はきちっとされているということでいいのですね。

【総務課長】

職員の立ち会い等、その方式につきましては仕様書に全部書いておりますので、こちらに諮問させていただいた内容を徹底させていただいているところです。

【会 長】

廃棄につきましては、少し前になりますけれども、この審議会の場におきまして、具体のプロセスを綿密に追った形で各委員からの活発な御意見をいただき、小金井市の庁内において徹底するというので、案件がこれまで承認されてきた経緯を持っておりますので、白石委員もその記憶をよみがえらせまして、ただいま御質問等了解をされたところでございます。

それでは、この案件、ほかに御質問がないようですので、承認とさせていただきます。次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、諮問に移らせていただきたいと思います。

諮問書の1ページをお開きください。諮問第26号「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムの本人以外収集について」及び17ページをお開きください。諮問第35号「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムについて」、関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

健康課の案件です。18ページ、19ページに資料をおつけしております。

在宅で人工呼吸器を使用している方にとって災害時の停電は生死にかかわり、避難行動も自力では困難であるため支援が必要であることから、市では平常時から在宅人工呼吸器使用者の個別の支援計画を作成するため、関係行政機関等から在宅人工呼吸器使用者の個人情報を収集し、該当者を抽出した後、「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システム」に「在宅人工呼吸器使用者名簿」を登録し該当者を把握し、在宅人工呼吸器使用者と話し合いながら個別の支援計画を作成したいと考えることから、条例第11条第2項の規定による本人以外収集及び条例第14条の規定により諮問させていただくものでございます。

個人情報の内容につきましては、諮問の個人情報の記録項目になります。

続きまして、恐れ入りますが、保有届の9ページをお開きください。届出番号41-523「小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システム」から、届出番号41-524「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」になります。

様式につきましては20ページから25ページでございます。

個人情報の内容につきましては内容欄を御覧下さい。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

ここに本人以外と出てきますけれども、本人以外というのは福祉保健部健康課

で把握していると思いますが、家族、親族、医療機関とありますが、この本人以外というのは誰を指しているのかお伺いしたい。

【健康係主任】

本人以外につきましては、東京都の保健所、あとは私ども市区町村の中で介護福祉課、障害福祉課、医療関係者であるかかりつけ医等の医療機関、あるいは訪問看護ステーションなどから収集することを想定しています。

【畠山委員】

家族、親族からは聞かないということですね。わかりました。

【会 長】

よろしいですか。

【畠山委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして2ページ、諮問第27号「小金井市社会福祉法人情報管理システムの外部提供について」及び12ページ、諮問第32号「小金井市社会福祉法人情報管理システムについて」でございます。一括して説明させていただきます。

地域福祉課の案件です。

13ページに資料をおつけしていますので、御覧下さい。

いわゆる地域主権一括法により、東京都で行っていた社会福祉法人の許認可等事務について、平成25年4月から市に移管され、市が社会福祉法人の情報を管理し、また東京都は引き続き事務所所在地が都内にある社会福祉法人についての事業等の情報を一元的に公表し、福祉サービスを利用する都民に対し広く情報を提供することから、条例第12条第2項の規定による外部提供、また条例第14条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容につきましては、各諮問の個人情報の記録項目欄を御覧下さい。

恐れ入ります。保有届の7ページを御覧下さい。届出番号17-547「小金井市社会福祉法人情報管理システム」の保有届でございます。

個人情報の内容は諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【篠崎委員】

今の説明の理解の仕方ですが、従来は東京都がやっていたものを、小金井市中の法人に関しては小金井市が行うということでのいいのでしょうか。

【地域福祉課副主査】

個人情報関係で社会福祉法人が権限移譲ということなのですが、この24年度末までは東京都と国が基本的には主体となっていて、その部分の線引きは法人の所在がまず東京都である場合、そこへ一括して収束する場合については東京都が、それ以外で他府県にわたっていくような場合は国が管轄するという感覚で所在が分かれております。今回25年4月より、東京都の中のさらに、今回でいえば我々小金井市の場合ですと、市内の事業所で、市内で事業が全て完結するような団体さんについては市が所管になる。逆に言うと、小金井市に事業所はあるけれども、それ以外の他市にわたって事業を展開しているような法人については、引き続き東京都が所管になるということで、そのあたりの線引きが分かれていきます。

【篠崎委員】

そうすると、小金井市にしか事業所や関係のところがない場合にやるということですか。

【地域福祉課】

そうです。あくまでも市内で全て事業が完結するのみ、そののみ我々が所管になるという形になります。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

3ページでございます。諮問第28号「空き家等管理台帳システムについて」地域安全課の案件です。

現在、市内の空き家等実態把握基礎調査を実施中で、調査員が市内全域を歩き、敷地外から外観目視による管理不全な家屋等について基礎調査を行い、この調査で抽出された家屋等について、市がさらに所有者等や居住状況調査を行って空き

家等の実態を把握し、所有者等に対し適正な管理を促し、条例制定の基礎資料とするため、条例第14条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は諮問の個人情報の記録項目欄を御覧下さい。

こちらもちょうど保有届を御覧下さい。保有届の4ページ、届出番号29-34「空き家等管理台帳システム」でございます。

様式につきましては、様式類集の1ページに書式を載せてございます。

個人情報の内容につきましては諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会長】

御質問、御意見ございますか。

【望月委員】

個人情報の記録項目の7番に相談内容と書いてありますね。これは例えば市民の方から、この空き家等について何かいろいろ問題点があるということで相談があって、そういう相談内容をこの中に入れるという意味でしょうか。そうだとすれば、この相談を持ってこられた方の個人情報の住所とか氏名とか、そういうものは問わないのか、あるいは問うとすれば、これにその辺のことも明記したほうがいいのではないかと。そういうことで、基本的には相談内容はどのようなことなのか教えていただきたいと思っております。

【地域安全係長】

御質問にあったとおり、相談内容ということで、その地域の方々、関係者の方々から相談があった時の内容を記載するもので、内容の中にその方の名前であったり連絡先であったりとか、それもあわせて記載する形を考えております。

【望月委員】

意味合いはわかりましたが、その前の1番から6番までは所有者に対してのことが細かく書かれていますよね。これは個人情報ですと言っていて、あとは相談を持ってこられた方については相談内容でまとめていいのかなど、ちょっと気になると思います。相談された方の住所、氏名とか、そういうことも項目としてやはりあるべきではないかという気がするのですが。

【会長】

情報に対する信頼性と、またある意味で責任の所在がどこかに記録されているということですね。この件についても担当課から説明をお願いします。

【地域安全係長】

市内の空き家調査をしまして、空き家の把握をしているというところでやるの

ですけれども、こちらのほうも相談内容等までは調査項目にはないので、ここは削除という形で考えております。

【望月委員】

安易に削除と言われたのですが、これは市民の方からいろいろ相談が来て、そのことを記録するということは大事なことだと思います。それで、その中には個人情報をはかなり含まれていますから、当然そのことについてはきちんと明確に羅列すべきだろうと思うのです。ところが、この内容について削除するというのはちょっと理解できないので、その辺について他の方はどう思われるか。もう少しきちんとその内容は内容で書くべきだし、さらに個人情報ははっきりさせるべきだと私は思いますので、他の方で御意見がもしあれば、お話ししていただければと思います。

【会 長】

この情報は課税とか、徴税とかいろいろと関連し、場合によっては状況説明情報になり得る可能性があるので、どういう扱いにするかというのは、本審議会でも意見をはっきりさせるべきではないかと思っております。

【望月委員】

会長のおっしゃるとおりです。

【会 長】

これに関連する御発言がありましたらお受けします。

【中里委員】

外見だけで見て決めるということはなかなか難しいかと思えます。きれいに庭木は整理されていても、空き家というのは結構あると思えます。私も実際、実家をそういたしております。その場合空き家を把握するというのであれば近所の方の情報で成り立ってくると思うのです。そうなれば、相談なり申し入れがあつて、そういう方たちの住所、氏名、最低限の情報は得て施行していかなければならないことだと思います。そうしないと成り立っていかないと思えます。

【会 長】

まず御意見が中里委員からありました。関連して、引き続き仮野委員から御質問を受けます。

【仮野委員】

明確にさせていただきたいのは、この相談内容というのは一体何なのですか。望月委員は、隣か3軒先かわからないけれども、ある人があそこの家は空き家のま

まで不衛生だとか苦情があった場合のような相談ですかと質問したのですよね。

【望月委員】

内容的にはそうですね。

【仮野委員】

そうしたら、担当課の方はそうだと仰いました。一方、所有者と市側が相談する内容のことを言っているのですか。大きく言うと、相談の内容には2通りあると思います。そのどちらを想定しているのですか。

【危機管理担当部長】

空き家の台帳の関係でございます。近年、町会、市民の皆様方から空き家が適切に管理されてない物件があるという形で、近隣に住んでいる方からこちらのほうに問合せがくることがございます。それに基づきまして、こちらのほうは所有者に適正に管理をしていただきたいというお願いをしてきたところです。市としては今までどのぐらいそういった物件があるのかというのをわからなかったものですので、今回、予算をつけさせていただいて、実態の把握をしてきました。ただ、その家自体が、今回諮問させていただいたのは居住しているか居住してないかわからないということがございましたので、今回、諮問させていただいたところでございます。

それで、当該の管理台帳につきましては、あくまでも空き家では適切に管理されていない物件について、所有者等を把握しておきたいというところでの台帳整理という形で考えるものでございます。実際、市民で相談されている方はお名前をお話しして、我々に情報を教えてくれるケースもございますし、言わないケースもあります。あくまでも私どもはその空き家を適切に管理していくために、今後、次のステップに進みたいというところを出させていただいているものです。

実態としては、それぞれ皆さんの主観的なものがあります。私どももまだ調査結果がきているわけではございませんので、私達も、もう一度市内を回って判断をしていくものと考えてございます。ですから、枝が隣地のほうに入っている場合でも苦情が来るといった状況は今現在ございますし、明らかに誰が見ても適切に管理されていない物件もあるという状況の中で、市としても新たな取り組みという形でスタートさせていただいているというところでございます。

【仮野委員】

私の質問は、そういう場合、いろいろな人といろいろな相談をするわけで、相談内容が2種類あるでしょうと。あなた方がここに個人情報に関連で相談内容と

書いたのは、その所有者との相談内容を書くのか、あるいは望月委員が質問したように、苦情を言った周りの人からの相談内容を書くのか、大きく言うと2種類あるでしょうと質問しました。

それについて返答がなかったのですが、なぜ2種類のことを聞くかというのと、この所有者との相談内容は当然固有名詞が出てくるでしょう。それは記録に残すべきです。所有者には早くきれいにして下さいと言うのか、住んで下さいと言うのか、撤去して下さいと言うのかは別の話として、一番心配なのは、空き家の近隣の人が、ごみ屋敷みたいになって嫌だから何としてくださいと市に相談した場合、その人の個人名が明確に記録に残ると、それが何かの形で外部に漏れたら、それこそ近隣暴力になる可能性があります。だから、市にいろいろな声を寄せた人たちの個人情報もしっかり管理しないといけないという観点で私達は質問しているのです。だから、どちらの相談内容なのか明確にして下さい。

【危機管理担当部長】

それは相談されている方の個人情報もあるとは思いますが、基本的にはその方に関しての個人情報を知る予定はないです。

【仮野委員】

それは誰のこと言っているのですか。

【危機管理担当部長】

あくまでもそこを適切に管理している、その家の方の情報を収集するということです。

【仮野委員】

ということですね。

【危機管理担当部長】

はい。

【会 長】

今の仮野委員の質問に対する説明の中で、適切に管理されているかどうかを云々という発言があったのですが、何をもって適切に管理されていると判断して、そういう行為に移っているのか。適切に管理されているかどうかという御発言が、これまでの説明の中に何回か出ておりますが、適切に管理されているかどうか、それについて調べると言われましたが、適切に管理されているというのはどういう具体をもって、何か基準を持って適切か適切でないか判断されるわけですから、そこを説明していただけないと、何を意味しているのか、適切に管理するとい

う便利な言葉で説明されていないかどうか、きちんと解説した上で仮野委員への回答を正確にお願いします。

【危機管理担当部長】

私どものほうではこの空き家に関しては法律等ございません。今、各自治体で条例が少しずつ作られている状況でございます。小金井市も先ほど申したように、壊れそうであったり、ごみそのまま放置されたりしているような家がかかなり多い状態で、市としても適切に管理していただくような条例の制定を考えているところでございます。

それで今回、小金井市ではどういう形で家が管理されているのかということで、委託を出させていただいたところでございます。そちらのほうでは、例えば家屋がちょっと傾いていたりとか、外壁が損壊されていたりとか、屋根の破損または窓ガラスが損傷されているとか、そういった委託に関する一定の基準を仕様書の中で示させていただいて、今、調査をしていただいているところでございます。

今後、そちらの結果をもとに、私どもとしてそちらのほうを調査し、それで小金井市の現状を把握して、条例の制定に向けて対応していきたいというところでございます。

【会 長】

今の御説明の中で具体の事例が挙げたのですが、それはいずれも器物の破損とか、管理の放置がなされていると推断されると判断されているというように聞こえたのですが、今の空き家問題というのはそこに本当に居住しているのかとか、そういう器物だけで判断されて言うておられるのか、あるいは樹木が境界線を越えて、枝や葉が他の土地所有権者の空間に伸びているかどうかとか、要するにそういう物理的な外見から見た判断をもって、適切に管理されているかどうかを判断していると解釈してよろしいのでしょうか。それ以外であれば、もっと説明を的確におっしゃっていただきたい。要するに物理的な損壊とか放置を問題視しているということですね。また、それが条例を将来考える一つの状況証拠になり得るのではないかと考えてはいると。やるかどうかは別として、考えてはいるという御発言だったように要約して承りました。

そういうことで質問をさらに継続したいと思います。

【仮野委員】

要するに空き家にずっとなっていて、壁が壊れたか、何らかの外から見た場合、いろいろ問題のあるところの実情はどうなのかを調べてリストアップし、いずれ

条例化するための材料を集めようという話ですね。それは結構です。

ところで、空き家というのは何年間ぐらい人がいなければ空き家になるのですか。その辺の基準はあるのですか。

【危機管理担当部長】

特に国等から定められている法律はございません。

【仮野委員】

他の自治体では多分そういう基準はあるだろうと思うから、これからつくるときに大いに参考にさせていただくと思います。

さて、一番大事な相談内容について質問します。

最初に答弁された方は、望月委員の質問に答えられて、要するに近隣から苦情が出たような相談内容を記載するとお答えになりましたね。だけど、次に答弁された方はそうではなくて、所有者との相談内容だけを記載すると言いましたね。その違いがあるから混乱してくるのです。ですから、ここに書いている相談内容というのは一体何ですか、どういうものを明確にしてくれば、おのずと解決します。所有者との相談内容についてここに記録として残すのであるというなら、それは我々も認めますよ。それは所有者を調べるものですから。

私達が気にしたのは、所有者とは関係のない周りの人が、市にあの家は汚いから何とかして下さいという相談内容があって、その記録を全部残したとする。そうしたら、あるとき所有者が何らかの経路で3軒隣の方が私の家のことを市に言ったらしいというのが明らかになったら、それは大変な事件になりかねないと思います。つまり、それだけセンシティブな情報だと思います。だから、こういう情報はしっかり守らなければならないという話です。そのように考えると非常にクリアになります。

では、この相談内容とは、どういう趣旨の相談内容を保存するつもりなのかというのを明確に言ってくれば、それで済むのです。

【危機管理担当部長】

その所有者の内容でございます。

【仮野委員】

それでは、望月委員の質問のような、所有者とは関係のない人からの情報は載せないのですね。

【危機管理担当部長】

はい。

【会 長】

よろしいですか。

【仮野委員】

それで良いなら。しかし、役立てるためにはそういう情報があったほうが良いと私は思います。

【会 長】

この件についての御質問は中里委員、畠山委員、多田委員、順番で御発言をお願いいたします。

【中里委員】

お話を伺っておりますと、個人情報危険な目にあうということもわかるのですが、ある程度信憑性がないと、いわゆる垂れこみのような状態で言うこともあり得るかと思えます。

そういう意味ではまず空き家、これは「等」に含まれているかと思うのですが、空き家が適切に管理されていれば、空き家とは扱わなくてよろしいのでしょうか。それによって大分違ってくると思えます。明らかに草木がしげりということであれば誰が見ても理解できるのですが、感情的な面が非常に難しい、シビアな問題だと思いますので、ここは少しじっくり考えたほうがよいような気がいたします。

【会 長】

中里委員の御発言に関連して一言つけ加えさせていただきますと、これは「空き家等管理台帳システム」。台帳システムで管理するということは、第三者的には客観性のある確かな情報なるがゆえに、台帳で管理するわけですね。これは道路を管理するときは、道路台帳というのがあるわけでありまして。同じように空き家等台帳ができるわけですから、これは市の基本情報にある意味ではなるわけですね。だから、仮野委員は情報の収集のあり方の問題点に御質問が生ずるわけですね。その点も含めて台帳管理について、中里委員の御意見を承っておきます。

質問が続いておりますので、一括して承って、一括で順番に答えていただきたいと思います。

【畠山委員】

事業概要集の中に出てくるのですが、今回の諮問は、住民から寄せられた相談について情報を分析して台帳にするということではなくて、諮問事項をよく見ていきますと、住民から市に相談が寄せられていない空き家について、その実態の

掌握をします。そのために委託業者の調査員を指名して、目視によって調査をする。その結果を市に送るとなっているのですが、既に電話が入って相談が入ってきたものについて徹底的に分析して、どうのこうのということじゃないと、この諮問については思うのですが、どうでしょうか。

【会 長】

次に多田委員から御発言をお願いします。

【多田委員】

空き家等とありますが、この「等」には事業所だけのビルとか、事業所と住宅が合体しているようなビルも全部含む「等」なのかということがまず1つ。

この条例制定に向けての基礎資料ということですが、この条例自体がどういうものを目指しているものなのか。例えば、街をきれいにしたいと考えての条例なのか、防犯や防災の機能を高めるために空き家をしっかりと把握しておきたいという趣旨でつくる条例なのか、それともこれとは違った、別の目的で作ろうとしている条例なのか、その条例の含意をお聞きしたい。

【会 長】

それぞれの質問内容にお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【危機管理担当部長】

まず、空き家の条例を目指すものにつきましては、基本的に私ども地域安全課でございますので、防災上又は防犯上そういうものをなくしていきたいという観点での条例の制定をまず考えているところでございます。

今回、諮問している主な内容といたしましては、そこの建物の中に人が住んでいるのかどうかというのはわからない状況でございます。そちらに本当に人が住んでいるのかどうか、その情報を把握したいという形で諮問させていただいているところで御理解願いたいと思います。

すみませんが、最初の質問が聞こえなかったもので、最後にいただいた御質問についていただければと思います。大変申しわけございません。

【会 長】

それから、「等」というのは何を具体にしているのですか。

【危機管理担当部長】

基本的には、主なものは個人の住宅、あと状況によれば事業所も含まれてくるケースもございますが、一般的にはそういったものも含まれての今後の対応という形で考えているところでございます。

【会 長】

今の説明では人が住んでいるのかどうかも把握したいとおっしゃったのですか。

【危機管理担当部長】

今回出されたものはあくまで外観で目視をただけで、そこに居住されている方がいらっしゃるかというところまでは入ってないものですので、それをこの場に出されたリストで居住しているかどうかを知りたいということで、今回諮問させていただきます。

【会 長】

先ほどの御説明では、物理的な外観状況等を中心に適切に管理されているかどうかを判断するためと説明がございましたよね。そこの関連はどうなのですか。

【危機管理担当部長】

今回、委託を出している内容で。

【会 長】

委託調査を外部業者に出したのですか。

【危機管理担当部長】

出しました。それは先ほど言いましたように、外観上なり、いろいろな条件によります。今回はそこに人が住んでいるのかどうか、私どもはデータを持ってございませんので、そちらのほうに関しましてデータを知りたいということで諮問させていただいたものでございます。

【会 長】

データを知りたいとだれに諮問を出したのですか。データを知りたいとおっしゃったところの関係性がちょっとわかりにくいのですが。

【危機管理担当部長】

居住しているのかどうかを把握したいために、今回、関係する部局のデータを利用させていただきたいということで諮問させていただくものでございます。

【会 長】

少し説明が混乱しているように会長は判断しましたが、いかがですか。

【仮野委員】

そうすると2通りあるのですか。1つは、先ほどから市は民間業者に委託して、これから調査すると言いましたね。

【危機管理担当部長】

すでに、調査しています。

【仮野委員】

わかりました。

もう一つは、地域安全課以外の関係セクションが持っている情報も入手したい、集めたいという話でしたよね。

【危機管理担当部長】

私どものほうではそこにいらっしゃる住所の方が住んでいるのかどうかという情報を持っていないものですので、そこに人が住んでいるのかどうかということを確認させていただきたいということで諮問しておりますので。

【篠崎委員】

そうすると、具体的にどういうことをやるのですか。目視だけで住んでいるかどうかというのはわからないですよ。直接訪問するのか、近隣の人に聞くのか何かしないとわからないと思うのですけれども。

【危機管理担当部長】

住民基本台帳の確認をさせていただきたいという形で出させていただいております。

【篠崎委員】

現場へ行って、住んでいるかどうかということを目視で見るとということと別なのですね。

【危機管理担当部長】

目視という作業は既に終わっています。そのデータが今度、私どものほうに届く予定になっています。そのデータで、住民票を使いまして、そこに居住されているかどうかという確認をしたいということになっています。

【篠崎委員】

データでどこの何番地の誰と出てきますね。それを確認するということですね。

【危機管理担当部長】

そこに住んでいらっしゃらない方のデータを確認する。

【会 長】

常識としては、ヒアリングを、周りに行き行って聞かないと。さっきから外見目視とおっしゃっていますが、外見目視で人がいるかどうかは現在の大都市密集地域、特に市街化区域の家屋等についてはなかなかわからないから、在宅か不在かということがわからないままというニュースが多いわけですよ。

だから、外見だけで台帳に記載するというのは、その信憑性の確度というか、

担保するものが弱いですよね。それが台帳にやがて参照情報で載るとすると、議論の余地が多少あるのではないかと思いますけども。

【畠山委員】

電気、ガス、水道を使っているかどうか、そういうことをチェックすれば、はっきりとわかると思いますけどね。

【篠崎委員】

この届出、諮問等に係る事業概要集というのがありますね、そこを見たのです。そうすると、これは1ページ目の上から2行目のところに、住民から市に相談の寄せられていない空き家については実態把握ができていないから、これについては去年の10月から目視調査をやっていますよと。そういうことですよね。そうすると、住民から市に相談の寄せられているものについては実態把握ができているという考え方でいいですか。

【危機管理担当部長】

はい、そうです。

【篠崎委員】

それに対する、さっき仮野さんが言った、聞いた住民の個人情報の保護はきちんとやっているのでしょうかという、そこでまた質問が出てくるのです。

【危機管理担当部長】

個人情報につきまして把握はしてございません。記載はしてないということです。

【篠崎委員】

誰から聞いたとかいう、何にも記載はしてないのですか。

【会 長】

そうすると、中里委員の先ほどの関連御質問とのかかわりもどうなるかということでございます。

【中里委員】

ニュースソースというのは非常に危険な面ももちろん伴いますし、信憑性が相反して出てくるものですから、その辺をどのように扱うということをきちんとしていただきたい。

【会 長】

例えば誤認の可能性も絶対的に否定はできないという御意見ですよ。

【中里委員】

あとは先ほどの繰り返しになりますが、きちっと管理されていれば、この場合は空き家等の管理台帳システムには乗らないのかどうか、その辺もちょっとわからないものですから、それに伴って作業的なニュースソースとか、そういうことも伴ってまいりますよね。だから、まだいろいろ問題があるように感じます。

【仮野委員】

個人情報の保護の観点でいうと、今の答弁でほぼ尽きたと思います。それで大丈夫だと思います。空き家と管理の「等」には、ここに書いてあるように、管理不全な状態にある空き家となっていますから、逆に言うと、管理が十分に行われている空き家は大丈夫だと。そういうのは空き家と言わないのかもしれない。ただし、管理が十分されている空き家をいきなり、これは管理不十分だ、撤去だなんて言われると大変だから、我々の立場から言うと、そこは慎重に調べてくれと言うしかありません。

ここは個人情報の保護のための観点で議論する場ですからね。

【会長】

民間委託業者の調査報告書として報告を受けたという限りにおいては、それは民間業者の調査責任というのものもあるから、その客観性の保障についてあるから、それは市当局としても説明の余地はあるわけですが、これが空き家等台帳に記載されるということになると、仮野委員も御指摘のあったような件もありますし、誤認の問題とか、誹謗中傷等を含めて、ここは相当神経を使って市当局も情報の保管・管理、あるいは運用をしなくてはいけないのかなど、現状においてはそう会長も思いますので、そういう意見があったということを記録にとどめていただいて、この案件を承認したいと思いますが、よろしいですか。

皆さんの御承認を賜りましたので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

4ページを御覧下さい。諮問第29号「市区町村専用装置について」。市民課の案件です。次の5ページから9ページにかけて資料をつけております。

戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成25年1月25日に公布され、3月1日に施行されました。戸籍の副本の送付方法について、今までは磁気テープ等に保存し、1年に1回管轄する法務局に提出しておりましたが、東日本大震災により市の正本と管轄する法務局の副本が同時に滅失する危険性があったことから、市の業務終了後、市の戸籍情報システムから法務省が設置する市区町村専用

装置を使い、L G W A N回線を使用し、関西にある法務局に戸籍の副本データを送信することとなるため、条例第14条の規定により諮問するものでございます。

イメージにつきましては、8ページ、9ページにシステムの概要と相関図がありますので、御参照ください。

個人情報の内容は記載の個人情報の記録項目でございます。

保有届の5ページを御覧下さい。届出番号09-161が保有届でございます。市区町村専用装置になります。

個人情報の内容につきましては、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【多田委員】

保存年限1日というのは、1日たったら、市役所としてはその情報はシュレツダーをするか何かすると考えてよろしいのでしょうか。

【戸籍係主事】

御質問のあった保存年限1日についてなんですけれども、市区町村専用装置はシステムになっておりまして、副本データが送信された後、1日の記録として保存されるのですが、翌日にはその記録は削除されるということで、保存年限は1日となっております。

【多田委員】

文書などのサブの情報はつくらないで、全部電子的なデータでやるということでもよろしいですね。

【戸籍係主事】

そのとおりでございます。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

10ページを御覧下さい。諮問第30号「小金井市民交流センター貸館予約管理システム」について及び20ページの諮問第36号「小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接続について」及び24ページの諮問第37

号「小金井市民交流センター指定管理業務委託について」一括して説明させていただきます。

コミュニティ文化課の案件です。21ページから23ページに資料を添付してございますので、御覧下さい。

「小金井市民交流センター貸館予約管理システム」について、予約受け等の貸館業務をシステム化することで情報の一元化による手続の迅速化を図り、交流センターを利用する者に対してサービスの向上を実現するため本システムを導入することから、条例第14条、条例第15条及び条例第27条の委託の内容を変更することから諮問するものでございます。

個人情報の内容は、各諮問の個人情報の記録項目でございます。

委託内容の変更は、諮問の24ページを御覧下さい。24ページ中段の5でございます。下線が引いてある部分が委託内容の一部変更でございます。

恐れ入ります。保有届の6ページ、届出番号13-34「小金井市民交流センター貸館予約管理システム」が保有届でございます。

個人情報の内容は諮問第30号の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

11ページをお開きください。諮問第31号「公害苦情処理情報システムについて」、環境政策課の案件でございます。

公害紛争処理法に基づき、公害苦情の受け付け状況や処理状況を把握し、公害苦情処理事務を円滑にするため、条例第14条の規定により諮問するものです。

個人情報の内容につきましては記録項目を御覧下さい。

保有届は6ページ、届出番号39-92「公害苦情処理情報システム」でございます。

個人情報の内容は諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

14ページをお開きください。諮問第33号「基本チェックリストによる介護予防事業対象者把握システムについて」、42ページ、諮問第41号「基本チェックリスト集計等委託について」一括して説明させていただきます。

介護福祉課の案件です。43ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

市では要介護状態となることを事前に予防するため、介護予防事業の対象者を把握することを目的とした基本チェックリストについて、その回答結果の集計等を専門の情報処理事業者に委託することにより業務の効率化を図り、より早期に対象者を把握し、予防事業への勧奨早期実施及び個別に返送する結果内容の充実が可能となることから、条例第27条第3項及び条例第14条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は各諮問の個人情報の記録項目になります。

保有届でございます。11ページ、届出番号27-36「基本チェックリストによる介護予防事業対象者把握システム」変更届になります。

個人情報の内容につきましては、同じ冊子の21ページ別紙を御覧下さい。網かけの部分が追加項目でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

15ページ、諮問第34号「基幹系飼犬管理システム」について。健康課の案件です。

既存の畜犬管理台帳システムを基幹系飼犬管理システムに移行することに伴い、個人情報が追加されることから、条例第14条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、別紙となっております。16ページの個人情報の記録項目になります。追加と併記させていただいた部分につきまして、新たに追加する項目でございます。

保有届を御覧下さい。12ページ、届出番号41-363「基幹系飼犬管理システム」。こちらは名称等の変更がございます。

個人情報の内容につきましては諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

基幹系飼犬管理システムですが、このデータをとるのは飼い主からとっているのか、それとも売り主からとっているのか、あるいは病院からとっているのか、これだけ細かいデータを全部とるということは大変難しいことだと思います。こんなに細かいデータが本当に必要なのかどうかということもちょっと疑問な点があるので、お伺いしたい。

【会 長】

ただいま畠山委員から2点にまとめて御質問がありましたが、説明をお願いします。

【健康課副主査】

基本的には情報は飼い主からとります。基本的に犬を飼う際は、一生に一度の名前ですとか、または鑑札番号、生年月日、こういったものを登録する必要があります。それとは別に、年に1回狂犬病の予防注射というものが法律で義務付けられていまして、そういったものを含めると、これだけの記録項目という形になります。また、犬の体格とか種類に関してなんですけれども、これは犬がどこかに逃げてしまったりとか、そういったときに住民の方ですとか警察から、照会がありますので、そういったことのために飼い主の方にもお願いして、こういった情報についても記録をさせていただいております。

【畠山委員】

私も飼い主で注射を打っていますけれども、市のほうから私の家に調査に来たとか、どのような調査をしているのかということが少し、ただ、予防注射を打ったから加えただけでは、これだけのデータはとれないと思います。だから、そんなに細かくデータをとる必要はあるのかなと疑問を感じて質問したわけです。

【会 長】

したがって、継続して質問としますか、それともその感想を述べられたこととどめますか。

【畠山委員】

今の回答でいいと思います。

【会 長】

もう少し基本情報に絞って簡素にやったらどうかという意見をつけ加えたいということですね。

【畠山委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

26ページをお開きください。諮問第38号「梶野公園運営等支援委託について」環境政策課の案件です。

次の27ページから資料をおつけしております。

梶野公園は市民の意見を取り入れて整備された公園で、現在、梶野公園を拠点とする市民団体が円滑な活動をしていることからその運営等を支援委託し、イベント等の際に事故等があった場合の保険請求に伴い発生する個人情報を取り扱わせることから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容は、諮問の委託処理する個人情報の項目でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【多田委員】

年齢というのは保険請求に必要な項目なのでしょうか。

【環境政策課長】

保険加入時にはイベント保険という形で、何人規模のイベントということだけで加入いたしますので必要となりませんが、実際、保険の請求の場合は通院したであるとか、入院したであるとか、障害の状態になったとか、そういったことによって保険金額が幾らになるかということに必要な情報だと考えられますので、年齢の記入というのは、万が一けがをした場合には必要となるものでございます。

【会 長】

よろしいですか。

【多田委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

31ページ、諮問第39号「ヘルプカード等作成委託について」、障害福祉課の案件です。

32ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

支援を必要とする障がい等のある方が、周辺に支援を求めるための手段として、ヘルプカードを作成することを目的として委託することから、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

個人情報の内容につきましては32ページを御覧下さい。32ページ別紙の委託処理する個人情報の内容でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【白石委員】

32ページの委託内容の6番に、その他市長が認めたものとありますね。よくこういう書き方をすることがあるのですけれども、例えば何を想定されているのでしょうか。要するにこれだとフリーハンドになってしまう危険性もないとは言えないので、例えばどういうことが想定されるのか一例を挙げていただければと思います。

【障害福祉課長】

現状では、委託の内容についてもそうですが、この事業についてこれで委託業者を決めさせていただきます。そういった中で、現状、障害福祉課で考えている内容については、ここまでを考えてはいるのですけれども、委託する事業者は福祉関係事業者を選定したいと考えており、そういった中で事業者の意見を聞く場も設けますので、そういった中で必要な内容についても考える必要はあるかなと思って、細かい一例というものなかなか出せないんですけれども、今後増えていったときにはそういうところもつけ加えたいなというところで、この1行をつけ加えさせていただいたところです。

【白石委員】

多分、委託経費を算定するときに、何をもちょう算定するのかという積み上げをやっているわけですから、何かあったとしてもそれほど大きなことにはならない

感じですよ。そうじゃないと、みんな委託費全体が変わってきますので。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

35ページ、諮問第40号「福祉共同作業所運営委託について」、障害福祉課の案件です。

次の36ページから資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

市の福祉共同作業所は障害者自立支援法外の心身障害者授産事業を行っていますが、この法外の事業については平成24年度末までに障害者自立支援法に規定する新体系事業に移行することとされていることから、利用者の実情を勘案して障害者自立支援法に規定する生活介護及び就労継続支援B型の多機能型の施設へ移行することに伴い、委託の内容を全面的に見直す必要があるため、条例第27条の規定により諮問するものでございます。

恐れ入ります。保有届を御覧下さい。8ページ、届出番号28-213「利用者台帳」、9ページ、届出番号28-214「支援の利用に係る情報提供同意書」になります。

様式につきましては、17ページから19ページに載せてございます。

個人情報の内容につきましては、保有届の別紙の18ページを御覧下さい。こちらが個人情報の内容となり、諮問の内容と同様でございます。

【会 長】

御質問、御意見ございますか。

【畠山委員】

就労支援B型事業があるということはAがあるということだと思っておりますけれども、Aの内容を教えてください。

【障害福祉係長】

A型という事業形態がございます。それは雇用主と契約をきちんと締結して行う内容の事業形態でございまして、今回、提出させていただいているB型につきましては、特に雇用の契約を結ばないというものでございます。契約を結ぶか結ばないかというところでA型とB型という区分けをしております。

【会 長】

おわかりでしょうか。

【畠山委員】

はい、確認しました。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

ただいまをもちまして、本日予定されました、諮問事項並びに個人情報保有等届出状況報告について案件全てを承認とさせていただきますことを、ここで再確認させていただきます。

それでは、その他に移らせていただきます。

【総務課長】

その他といたしまして次回の日程でございます。事務局案といたしましては、5月23日木曜日を考えているところです。よろしくお願いいたします。

【会 長】

次回の日程についてですが、会議室の関係で事務局案では平成25年5月23日木曜日となっておりますが、いかがでしょうか。もし、御承認いただければ、次回は5月23日木曜日、午後6時から当801会議室で開催をいたしたい、そのように存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日は大変多数の議案を慎重審議していただきまして、かつ重要案件とお気づきになった案件につきましては、特に活発な御意見をここで交わしていただき、小金井市民のためによりよき意思決定ができたものと確信をいたしております。

それでは、本日は深夜遅くまで御協力、御参加賜りまして、会長から重ねて厚く御礼申し上げます、今年度第4回の本審議会を閉会とさせていただきます。

— 了 —